

平成28年11月

教育関係者、青少年行政担当者様

警察庁生活安全局少年課

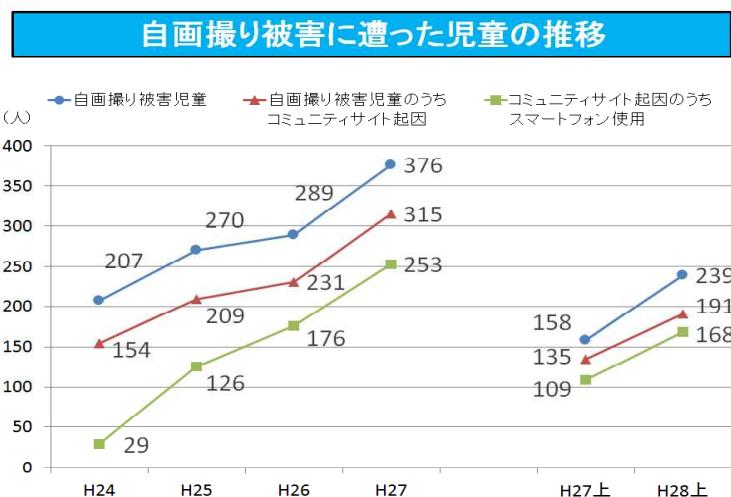
児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」が増加しています。 中学生、高校生等が「自画撮り被害」に遭わないように 広報・啓発をお願いします。

※「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる被害をいいます。

自画撮り被害が増加

平成27年中に児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭った児童は376人であり、平成24年(207人)から毎年増加しています。平成28年上半期においても、239人と前年同期と比べ81人(51.3%)増加しています。

また、自画撮り被害は、コミュニケーションサイト(※)に起因するものが約8割を占めています。



(※) SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイト等のうち、出会い系サイトを除いたものの総称。

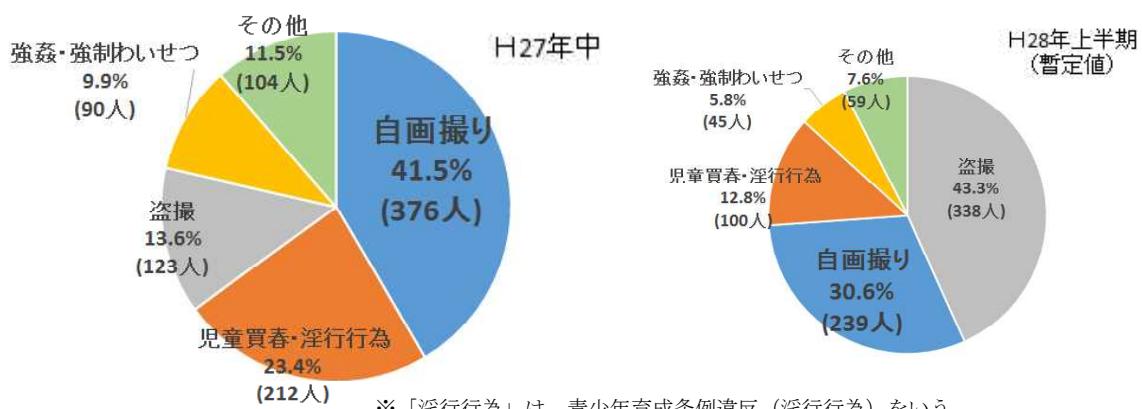
被害児童の約4割が自画撮りの被害

被害態様別では、児童ポルノ事犯の被害児童の約4割が自画撮りの被害児童です(※)。

(※) 平成27年:41.5%、平成26年:38.7%、平成25年:41.8%、平成24年:39.0%

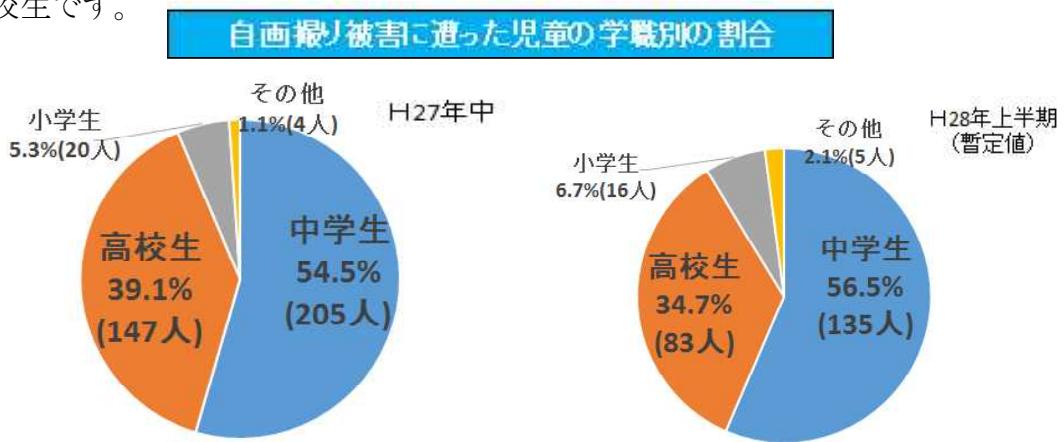
なお、平成28年上半期に盗撮の割合が増加したのは、同一機会に多数の児童が被害に遭った盗撮事件を検挙したためです。

児童ポルノの被害態様別(製造手段別)の割合



自画撮りの被害児童の半数以上が中学生

学職別では、平成27年中における自画撮りの被害児童の54.5%が中学生であり、39.1%が高校生です。平成28年上半期における自画撮りの被害児童の56.5%が中学生であり、34.7%が高校生です。



中学生、高校生、保護者等に対し、自画撮り被害防止のための広報・啓発をお願いします。

児童ポルノ事犯の自画撮り被害に遭わないようにするため、中学生、高校生やその保護者等に対し、

- 自分の裸をスマートフォン等で撮影してはならないこと。
- 交際相手、友達等の信用している相手であっても、自分の裸の写真を送ってはならないこと。とりわけ、面識のない者（SNSの相手等）に対しては、絶対に写真を送ってはならないこと。
- デジタル写真は、コピーが容易であり、一たび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常に困難になること。
- 軽い気持ちで裸の写真を送ってしまうと、取り返しのつかない危険（被害）が生じてしまうおそれがあること。

等の広報・啓発をお願いします。また、

- 友達等に裸の写真を送るよう求めたり、友達等の裸の写真を送ったりするほか、友達等の裸の写真をスマートフォンに保存した場合には、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の被疑者として検挙・補導されてしまうおそれがあること。

についても、広報・啓発をお願いします。

-
- ネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関する相談は、都道府県警察の少年相談窓口又は警察署へ／検索 **警察少年相談窓口**
 - 警察庁ホームページ「NO!!児童ポルノ」／検索 **NO!!児童ポルノ**
 - インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発DVD（警察庁：DVD）
※ DVDは、都道府県警察本部、少年サポートセンター、警察署で貸出し（コピー可）をしていますので、お問い合わせください。